

福岡県公報

平成21年11月11日
第3038号

目次

告示(第1702号-第1715号)

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) 1

福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 2

保安施設地区予定地に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) 2

保安施設地区予定地に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) 3

都市計画事業の認可 (公園街路課) 4

特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 4

特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 4

特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 5

特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 5

特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 6

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 6

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 6

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 7

都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) 7

公安委員会

福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (警察本部生活環境課) 7

正誤

目次(平成21年10月30日福岡県公報第3033号)中正誤 8

告示

福岡県告示第1702号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 届出年月日
平成21年10月16日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ザ・モール春日
 - 所在地 福岡県春日市春日5丁目17番地
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の 名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
合同会社西友	24時間 (1階食品フロアのみ)		24時間 (1階食品エリア含む 自営エリア)	

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車場利用可能時間帯	
	変更前	変更後
駐車場 1	24時間	変更なし
駐車場 2	午前8時30分から午前0時30分まで	午前6時00分から午後11時00分まで
駐車場 3	午前8時30分から午前0時30分まで	午前6時00分から午後11時00分まで

駐車場 4	午前8時30分から午前0時30分まで	午前6時00分から午後11時00分まで
-------	--------------------	---------------------

福岡県告示第1703号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成21年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	153	柳川市三橋町今古賀8-1 福岡県柳川総合庁舎 福岡県南筑後保健福祉環境事務所内 南筑後食品衛生協会	柳川市三橋町今古賀8-1 福岡県柳川総合庁舎 福岡県南筑後保健福祉環境事務所内	平成21年10月1日
旧		柳川市三橋町今古賀8-1 福岡県柳川総合庁舎 福岡県山門保健福祉環境事務所内 柳川・山門・三池地区食品衛生協会		

福岡県告示第1704号

農林水産大臣から、次のように保安施設地区の指定をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第44条において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成21年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安施設地区予定地の所在場所

- (1) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

田川郡添田町大字落合字竹城2687の2、字竹城山2680の6

- (2) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

嘉麻市馬見字岩河内2539、2547、2551、字夕日迫2665の1、2672

- (3) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）及び標柱6号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱6号と標柱11号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

前原市大字飯原字次久1178の1、1178の37、1178の38、1259の1、1259の2、1260の3

- (4) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

前原市大字瑞梅寺字水無118の17、118の19、119の1

- (5) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）及び標柱7号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱7号と標柱11号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

田川郡添田町大字落合字鬼ヶ羽山854の1、字爪ヶ野山892の1の1、892の3

- (6) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

田川郡川崎町大字安真木字釜蓋6639の1

- (7) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

田川郡香春町大字鏡山字鷲ノ尾1074の26、1074の27

- (8) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

田川郡添田町大字榎田字城山1327の1、1337の1、1367

- (9) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

嘉麻市千手字ナカノ3339の5、3344の1、3346の12、3349

(10) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

前原市大字川原字奥園198、201の1、202、207、213

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4 指定の有効期間

3年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1705号

農林水産大臣から、次のように保安施設地区の指定をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第44条において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成21年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安施設地区予定地の所在場所

(1) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

嘉麻市大力字大平原1324、1338、1339

(2) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱1号

と標柱15号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

田川郡赤村大字赤字黒ニタ1822

(3) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

田川郡赤村大字赤字ザルヲ1806の2、字前1757

(4) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

田川郡赤村大字赤字宮丸2991の2、2997、字宮丸山2996の1、字菅ヶ迫2954

(5) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

嘉麻市桑野字仙道3469、字崩ヶ根3531の1

(6) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

嘉麻市小野谷字タタラ1586の2、1588の3、1590の2、1592

(7) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

宮若市山口字馬口3518の1、3519の1

(8) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

宮若市乙野字庵谷202、203の1、字大平1949

(9) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

田川郡添田町大字落合字吉木山伐石ヨリ長谷山塚2396の1、字深倉山2291の3

(10) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

直方市大字下新入字山犬谷2038の1、字大久保2032の1、字大谷2175の1

(11) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

田川郡添田町大字落合字吉木2227の2

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4 指定の有効期間
3年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1706号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称
北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称
北九州都市計画道路事業3・4・90号黒崎駅前線

3 事業施行期間
平成21年11月11日から平成25年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分
福岡県北九州市八幡西区岡田町並びに岸の浦一丁目及び二丁目地内

(2) 使用の部分

福岡県北九州市八幡西区岸の浦一丁目及び二丁目地内

福岡県告示第1707号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年10月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人テニスゲート

(2) 代表者の氏名

伊藤 宏之

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫野市牛島436番地の66

(4) 定款に記載された目的

この法人は地域住民に対して、スポーツを通じた健康増進に関する事業を行い市民の健康づくりとスポーツ振興及び職業能力開発に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1708号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年10月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人福祉理美容ネットワーク協会

(2) 代表者の氏名

丸山 光政

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区西片江1丁目16番18号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、病床の方、医療施設や老人ホーム等に入所されている高齢者、加えて精神的、身体的に不自由な方への介護サービスの一環として、福祉理美容に関する事業を行い、不特定多数の方々の日常の精神衛生に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1709号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年10月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 人財共育センターEN

(2) 代表者の氏名

上野 久世

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区長住7丁目5番2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く児童、学生、社会人や一般市民に対して、EQと社会性を伸ば

す体験型ワークショップ等によって共に学び合い育み合う機会と環境を提供し、気づき、考え、行動することができる人材育成の実施、調査研究、情報提供、普及推進、助言提言等の事業を行い、21世紀の未来を担う輝く人材の共育を通してこころ豊かな社会を実現することに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1710号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年10月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人アイデア九州・アジア

(2) 代表者の氏名

井手 修身

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区天神4丁目2番36号

(4) 定款に記載された目的

まちづくり、人づくりに係る異業種交流会「アイデア塾」を基に、九州・アジア圏域の集客・交流サービスの産業創出のしくみづくりと人材育成を行う中間支援組織の役割を担うことを目的とする。特に、福岡の自然・伝統・文化や街資源と達人やガイドなどの人的資源を活用した集客・交流サービス産業創出のプラットフォーム（PF）＝福岡の滞在・回遊・体験見本市を創り出し、参加者（来街者、地域住民）への福岡の新しい魅力を提供して、滞在・回遊を促進する。また地域側では、交流・まちづくり活動、コミュニティ・ビジネス、社会的企業の振興を促進し

福岡県告示第1711号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年11月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年10月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人鞍手町ボランティア連絡協議会

(2) 代表者の氏名

有松 弘美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県鞍手郡鞍手町大字新延414番地の1 鞍手町総合福祉センター

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民が誰もが安全で安心して、その人らしく地域で生活できるようにボランティア活動の福祉・環境・教育等様々な分野の事業を行い、ボランティアグループ（個人）及び関係団体・企業・行政とのパートナーシップを築きながら協働で豊かで活力あふれる住みよい「まちづくり」の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1712号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年11月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年10月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人久障支援運営委員会

(2) 代表者の氏名

今井 正雄

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市荒木町白口2312番地9

(4) 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、障害者に対して、生活支援に関する事業を行い、障害者の自立と社会参加の促進及び福祉の充実に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、障害者に対して、生活支援、就労支援に関する事業を行い、障害者の自立と社会参加の促進及び福祉の充実に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1713号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年11月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年10月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡建物診断調査会

(2) 代表者の氏名

永野 明良

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区舞鶴2丁目3番10号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、設計業務、建築業務、不動産業務に携わってきた経験を基に、建築物に関する正しい知識と技術の普及に努めると同時に、建築物構造計算の研究並びに適正な工事の促進を図ることによって、住民の生活環境の保全及び消費者の保護に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1714号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年10月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人美夜古の会

(2) 代表者の氏名

篠原 孝仁

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県行橋市大野井657番地15

(4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障がい者に対して、地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業を行い、障がい者福祉の増進及び障がい者が安心して暮らせる街づくりの実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1715号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福

岡県告示第512号福岡都市計画下水道事業春日公共下水道（春日市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

昭和49年2月23日から平成24年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年3月18日福岡県告示第512号の事業地のうち、次の区域において事業地を変更する。

春日市大字上白水、大字下白水、平田台一丁目、平田台三丁目、平田台四丁目、及び平田台六丁目の一部

(2) 使用の部分

なし

公安委員会

福岡県公安委員会告示第333号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正等に伴う審査基準及び処分基準の設定及び改定について、次のとおり意見を募集する。

平成21年11月11日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

平成21年10月29日から同年11月27日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活環境課に備え置く。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
21・10・30	3033	目 次		2			14		弾力的	弾圧的